

第 号議案

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の  
制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年 月 日

福岡県知事 小川 洋

理由

効率的な情報の管理及び利用並びに県民の利便性の向上を図るため、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定により本人確認情報を利用し、又は提供する事務として、新たに高等学校の専攻科に係る修学支援金の交付及び支給に関する事務を追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次のように加える。

四 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金（規則で定める支援金をいう。）の交付に関する事務であつて規則で定めるもの  
別表第三中

「  
高等学校等学び直し支援金（規則で定める支援金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの  
」を

「  
高等学校等学び直し支援金（規則で定める支援金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの  
福岡県立高等学校専攻科修学支援金（規則で定める支援金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの  
」に

改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。